



今からでも間に合う決算対策

景気回復に伴い、黒字の会社が以前と比べて増えてきています。

経営者の方は、決算期に利益が出るといくら税金を払うか気になる方も多いと思います。

今回は、黒字の会社を中心に決算前にできる対策をいくつかお話しします。

●決算賞与の支払い

決算賞与は次の①～③の要件を全て満たすことで経費にすることが出来ます。

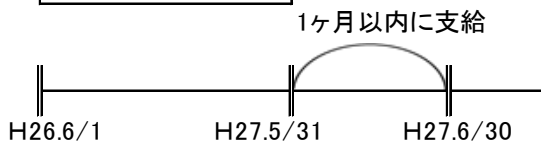
① 同時期に支給を受ける全ての従業員1人1人に対して、賞与の支給額を通知していること

② ①の支給額を、通知をした事業年度において経費として経理処理すること

③ ①の支給額を、通知をした全ての従業員に対して、通知をした事業年度の決算日の翌日から1ヶ月以内に支払うこと

(設例) (5月決算法人, @10万円, 3名に支給)

6月30日までに支給することで、30万円がH27.5月期の経費になります



●短期前払費用の計上

前払費用とは、継続的に役務の提供を受けるために支払った費用で、決算時においてまだ役務の提供を受けていない費用をいいます。

具体的には、家賃や保険料などで、一定の契約に基づくものになります。

このうち、支払った日から1年以内に役務の提供を受ける費用を、短期前払費用といいます。

例えば、5月決算法人が、平成27年の5月に家賃を1年分先払いしたときは、平成27年5月期において1年11ヶ月分(平成26年6月分～平成28年4月分)を経費として経理処理できます。

短期前払費用は、支払った事業年度だけでなく翌事業年度以降も継続的な処理をすることで、支払った事業年度の経費になります。

●少額減価償却資産の購入

資本金1億円以下で青色申告をしている会社では、1点30万円未満の減価償却資産を購入し使用した場合には、全額を経費として計上することができます。1事業年度で合計300万円が上限となります。

なお、30万円未満の判定ですが、会社の経理方法により異なります。税抜経理なら税抜で、税込経理なら税込で判定します。

●貸倒損失の計上

会社が有する売掛金などの金銭債権が回収不能となった場合、回収不能額を「貸倒損失」として経費に計上できます。

税法上の回収不能の要件として、具体的には以下のようなものがあります。

(1) 継続取引をしている売上先の取引停止後 1年以上経過した売掛金

(2) 実際に回収する場合に掛かる旅費などの、回収費用のほうが多くかかる売掛金

(3) 債務者が相当期間、債務超過(負債>資産)となっていて弁済を受ける事ができない売掛金

(1)及び(2)は、売掛金から1円を控除した金額が貸倒損失の金額となります。

(3)は、内容証明郵便を送り、債務者に対して債権放棄の通知をすることで、通知をした金額が貸倒損失の金額となります。

●貸倒引当金の計上

会社が期末に有する金銭債権に対して、税務上定められた一定の率を乗じることで、貸倒引当金として経費に計上できます。

卸売業なら1%、製造業なら0.8%、不動産賃貸業なら0.6%となっております。

貸倒損失も貸倒引当金も、お金を使わないので活用してみてはいかがでしょうか。

●最後に

今回は決算対策について、いくつかご紹介しました。それぞれ要件があるので、事前に担当者にご相談下さい。 (大島 克洋)

